

特定医療費(指定難病)受給者証の申請について

平成30年4月から指定難病の医療費助成の対象疾病が331疾病に拡大されました。あわせて臨床個人票の様式も変更になりました。

1. 下記の書類を準備します。

窓口は住所地の保健所になります

- ① 特定医療費(指定難病)支給認定申請書
- ② 臨床調査個人票(主治医が記載します)
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 市町村民税(非)課税証明書
(源泉徴収票や確定申告書の写しは無効)
- ⑤ 保険証の写し(加入医療保険により提出内容が異なります)
- ⑥ 同意書
- ⑦ その他、該当する方は下記の書類が必要
 - ・ 医師の診断書(重症患者認定用)
 - ・ 人工呼吸器等装着者であることを証明する書類
 - ・ 世帯内で特定疾病医療受給者証や小児慢性特定疾病受給医療券の交付を受けている場合はその写し
 - ・ 介護保険被保険者証の写し



2. 上記申請書類が揃ったら、保健所へ提出します。

※助成は申請日からの適用となります



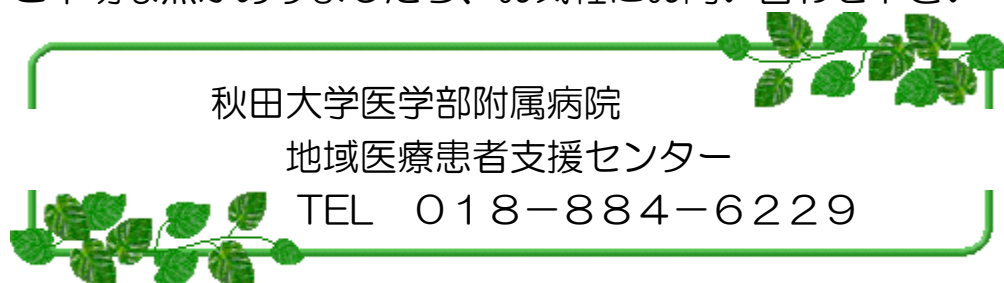
3. 審査会を経て医療受給者証が交付されます。

お手元に届き次第、病院窓口(外来・入院)へご提示下さい。

～ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい～

秋田大学医学部附属病院
地域医療患者支援センター

TEL 018-884-6229



③世帯全員の住民票

受診者が加入医療保険の被扶養者で、被保険者が単身赴任等で他の住所地に住民登録している場合は被保険者の住民票も必要となります。

④市町村民税（非）課税証明書

※中学生以下は不要です ※源泉徴収票や確定申告の写しは無効です

①受診者が国民健康保険（又は国民健康保険組合）に加入している場合

→世帯内で国民健康保険（又は国民健康保険組合）に加入している方全員のもの

②受診者が後期高齢者医療制度に加入している場合

→世帯内で後期高齢者医療制度に加入している方全員のもの

③受診者が被用者保険（健康保険組合、協会けんぽ等）に加入している場合

→被保険者本人のもの

→なお、被保険者本人が非課税の場合は、被保険者と受診者のものが必要。

※受診者が18才未満の場合は、父と母のものが必要。

※①又は②の方

受診者が障害年金や特別児童扶養手当等を受給している場合は、その受給状況がわかる公的機関発行の通知等の写しも提出して下さい。（受診者が18才未満の場合は、父又は母が受給している場合）

※③の方

被保険者又は受診者が障害年金や特別児童扶養手当等を受給している場合、その受給状況がわかる公的機関発行の通知等の写しも提出して下さい。（受診者が18才未満の場合は、父又は母が受給している場合）

⑤医療保険証（写し）

被保険者証・被扶養者証・組合員証などの医療保険の加入がわかるもの

①受診者が被用者保険（健康保険組合、協会けんぽ等）に加入している場合

→受診者本人のもの（受診者が被扶養者の場合は、被保険者本人分も必要）

②受診者が国民健康保険（又は国民健康保険組合）に加入している場合

→世帯内で国民健康保険（又は国民健康保険組合）に加入している方全員のもの

③受診者が後期高齢者医療制度に加入している場合

→世帯内で後期高齢者医療制度に加入している方全員のもの